
介護保険運営協議会委員の任期 と介護保険事業計画の計画期間 について

介護保険運営協議会委員の任期と介護保険事業計画の計画期間について

- 介護保険運営協議会委員の任期：3年
- 介護保険事業計画の計画期間：3年

【介護保険事業計画のサイクル】

- 1年目：課題把握・論点整理
- 2年目：高齢者等実態調査
(アンケート調査)
- 3年目：計画検討・策定

現行、介護保険運営協議会委員の任期と介護保険事業計画の計画期間が異なるため、委嘱された委員は、1年目から介護保険事業計画の計画検討・策定に関わり、3年目に次期計画策定に向けた高齢者等実態調査を行って任期を終えることとなる。これを改め、右記の計画サイクルと委員の任期を一致させることにより、一貫した計画運営を行うことが可能となる。

現在の介護保険運営協議会委員の任期を1年延長し、令和5年度から令和8年度までの4年間とする。

| | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|----------|-------|-------|-------|-------|-------|--------|-------|--------|--------|
| 介護保険事業計画 | 第8期計画 | | 第9期計画 | | | 第10期計画 | | | |
| (現行) | 委員の任期 | | 委員の任期 | | | 委員の任期 | | | |
| (改正後) | 委員の任期 | | 委員の任期 | | | | 委員の任期 | | |